

タイトル	アメリカ合衆国における産獄複合体(Prison Industrial Complex)の歴史的起源：南部の囚人貸出性・チェインギャング制のメカニズム
著者	上杉, 忍; UESUGI, Shinobu
引用	北海学園大学人文論集(50): 1-22
発行日	2011-11-30

アメリカ合衆国における産獄複合体 (Prison Industrial Complex) の歴史的起源 — 南部の囚人貸出制・チェインギャング制のメカニズム —

上 杉 忍

はじめに

本稿は、日本アメリカ学会第43回年次大会部会B「監獄人口の激増とアメリカ社会」において筆者が行った報告「アメリカ南部における囚人貸出・チェインギャング制度と近年の監獄労働制度」(2009年6月7日)を基礎に、これに手直しを加えたものである。

この報告では、今日のアメリカの刑務所人口の異常な肥大化をもたらしている監獄制度の起源を、南北戦争後の囚人貸出制度と、第二次世界大戦後まで続いていたチェインギャング(囚人を鎖でつないで道路工事や石切り場、農場などで働かせる)制度に見出し、その人種差別的な性格を明らかにし、そこから、その南部的人種差別の伝統が、今日、新自由主義の下で全米に広がる「産獄複合体」に引き継がれ、深く根を張っていること、しかし、それにも拘らず財政難の下で刑務所の肥大化にブレーキがかかりつつあることを読み取ろうと試みた。

第1章 現代アメリカにおける刑務所収監人口の肥大化と 産獄複合体

アメリカでは、1970年以降、刑務所収監人口は幾何級数的に増加し、2006年までに当初の約8倍の230万人に達し(図1参照)、その後、今日までほぼ同水準で推移している。執行猶予及び保護観察下にある者は合計720万、

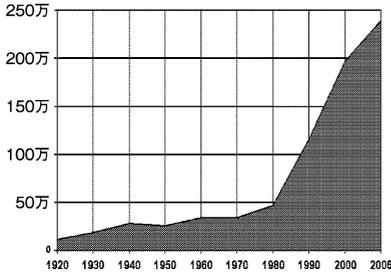


図1 全米収監人口
(1920-2006年)

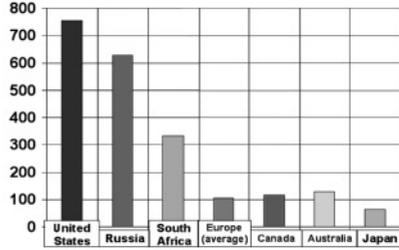


図2 10万人当たりの収監人口
(国別, 2008年)

出所: http://en.wikipedia.org/wiki/Incarceration_in_the_United_States

犯罪経歴を根拠にして参政権をはく奪されている者が500万人とされている。全地球上の人口の4%を占めるにすぎないアメリカ合衆国の刑務所には、全世界刑務所人口の4分の1が収監されている。収監人口比は、2006年、10万人当たり、世界1位のアメリカは750人、2位はロシアで600人強である。ちなみに日本は50人強だった。(図2参照。)¹

収監人口激増の主な原因は、「麻薬との戦争」政策にもとづく麻薬犯罪に対する厳罰化と麻薬犯罪刑期の長期化であり、刑務所への収監者の割合は、うなぎ登りで上昇し1996年には全収監人口の3分の2を超えた。²これに対して、図3に示されているように殺人犯罪件数は、1990年代からむしろ減少している。

ここで特徴的なことは、囚人の中で、黒人をはじめとする有色人マイノリティー集団が不釣り合いに多いことである。2010年、全人口の12.6%を占める黒人の収監人口比は、39.4% (2009年)、全人口の16.3%を占める

¹ http://en.wikipedia.org/wiki/Incarceration_in_the_United_States, アンジェラ・デイヴィス著・上杉忍訳『監獄ビジネス——グローバリズムと産獄複合体』(岩波書店, 2008年) 2-3頁。

² Alan Elsner, *Gates of Injustice: The Crisis in America's Prison*, Pearson Education, Inc., 2006, 21, 22.

アメリカ合衆国における産獄複合体（Prison Industrial Complex）の歴史的起源（上杉）

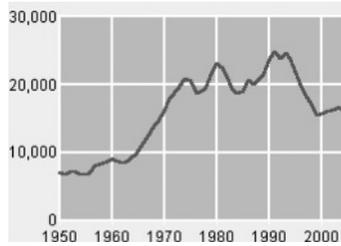


図3 殺人被害者数（1950—2005年）

出所：<http://bjs.ojp.usdoj.gov/content/homicide/hmrt.cfm>

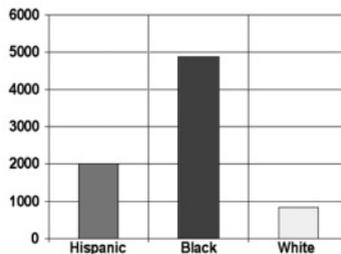


図4 男性10万人当たりの収監人口（グループ別，2006年）

出所：http://en.wikipedia.org/wiki/Incarceration_in_the_United_States

ヒスパニックの収監人口比は、20.6%である。男性に限ってみると10万に当たり、2006年、黒人の平均は5,000人に近づき、ヒスパニックは2,000人である（図4参照）。黒人の成人男子のみで計算すると10,000人を超える。黒人男子のこの世代の10人に1人が収監されているのである。³

ちなみに、伝統的には、女性の社会規範からの逸脱者は精神病院に収監されることが多く、女性は、全刑務所収監者の5%前後程度しか占めていなかったが、この30年間、女性収監者が急増している。とりわけ黒人女性の収監率は高く、白人男性収監率を凌駕している。そして刑務所内での女

³ 2008年、黒人男性20-34歳の9人に1人が投獄中だった。*Washington Post*, February 29, 2008, Michelle Alexander, *The New Jim Crow: Mass Incarceration in the Age of Colorblindness*, The New Press, 2010, 7.

性収監者に対する性的凌辱が深刻な問題となっている。⁴

いわゆる「監獄通過人口」は年間1,000万人と言われ、監獄内には、一般社会と比べきわめて高い比率のレイプその他の暴行被害者、麻薬患者、HIV、結核、C型肝炎、その他、各種伝染病患者、精神病患者がおり、彼らが十分に治療されることなく、一般社会との間を頻繁に行き来している。監獄内では、囚人同士の暴力的支配従属関係（男性による男性のレイプなどを通して）の形成が「監獄内の秩序の安定」を望む看守によって見過ごされ、その結果、監獄内部でギャング組織がメンバーを増やし、一般社会に流れ出している。⁵

新自由主義の「小さな政府」政策もとで、連邦、地方の政府予算が圧縮される中で、図5に示されているように警察、裁判、刑務所関連予算は急増し続けてきた。これらの巨額な予算は多くの人々を潤している。囚人人口の激増に伴って監獄建設とその運営に多額の予算が注ぎ込まれ、監獄誘致によって過疎地⁶には再開発の機会が、失業者には雇用が、企業には、建設、物品・サービス需要、あるいは民営監獄経営による利潤が提供されることになった。テレビ三大ネットワークは暴力犯罪が減少していた1990年代に、劇的に犯罪報道を増やし、犯罪の恐怖をあおってシェアを拡大した⁷。政治家は「厳罰主義」を叫んで票を獲得し、地元への刑務所誘致に奔走して関連企業からの政治献金を回収してきた。FBI、裁判所など司法関係者が

⁴ デイヴィス、前掲書、61-68、75-76頁。

⁵ Elsner, *op. cit.*, chapter 4-6.

⁶ 1970年代の、「脱工業化」の開始期においては、都市中心部から郊外白人居住区に工場が移転し、多くの白人労働者に雇用を提供したが、新自由主義の進展とともに、まもなくこれらの工場も海外や南部に逃避し、早くも郊外白人地域での過疎化が始まったのである。このような地域の政治家たちは、積極的に刑務所の誘致を進めた。しかし、現実には、宣伝されたほどには雇用はこの地域の人々に確保されなかった。Elsner, *op. cit.*, 202-206. 渡辺靖『アメリカン・コミュニティ——個人と国家が交差する場所』（新潮社、2007年）209-212頁。

⁷ デイヴィス、前掲書、98頁。

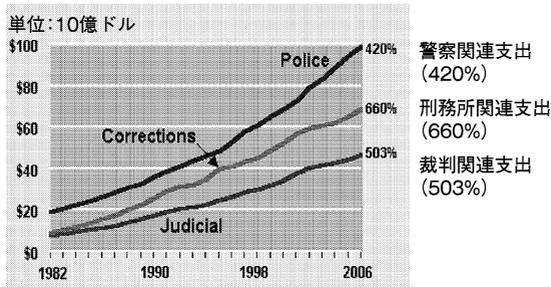


図5 警察、裁判、刑務所関連直接経費支出の増加率（1982－2006年）
出所：http://en.wikipedia.org/wiki/Incarceration_in_the_United_States

関連企業との間で、人事交流を続け「利益共同体」がしっかりと形成されている。監獄ビジネスは、新自由主義時代における一大成長産業になった。⁸

1980年代に入り、監獄内での私企業による囚人雇用が許可され、囚人は健康保険⁹、失業保険、傷害保険の支払いが不要で労働組合には入らない労働者として働かされるようになった。民営監獄も同じ時期に始まり、多国籍企業がこれに参入し、いずれも高配当を続ける企業になっている。このような「企業・政治家・メディア・看守組合」の利権集団の複合体は「Prison Industrial Complex」（産獄複合体）と呼ばれ、それは監獄人口増大の促進力となっている。¹⁰ この集団は、犯罪の抑止、社会の安全よりは収監者の維持・拡大による雇用・利潤・配当の拡大に関心を抱いている。

この「産獄複合体」は、単に政治的・経済的利権集団の利益共同体を意味するだけでなく、新自由主義政策によってセイフティー・ネットからこぼれ落ちた人々（特に有色人種の人々）を、「麻薬との戦争」の名のもとに

⁸ Eric Schlosser, “The Prison-Industrial Complex, *Atlantic Monthly*, Dec, 1998, 66, 67.

⁹ 囚人を雇用する企業は囚人の健康保険料の支払いを義務付けられないが、近年、刑期の長期化によって囚人の高齢化が進み、医療費の高騰が刑務所財政圧迫の大きな原因になっている。

¹⁰ Schlosser, op. cit., 51-77, デイヴィス, 前掲書, 第5章。

捕捉し、貧困地域住民全体を脅しつけ統制する役割をも果たしている。全国の大都市中心部の貧困地帯には、麻薬取引ギャングのネットワークが根を張り、ギャングの支配下におかれた大都市中心部貧困地帯の人々は、人種的外観ゆえに警察の集中的な取り締まり（レイシャル・プロファイリング）を受け、「麻薬犯罪者」として不釣り合いに多く逮捕・投獄され、かつ差別的に長期の刑期をつとめさせられている。しかも麻薬汚染は「麻薬との戦争」開始以前と比べても、一向に改善される気配を示してはいない。無法な麻薬ギャングと警察はお互いに敵対し合っているように見えるが、ともにこの地域の有色人住民を餌食にしながら増殖し続けてきたのである。

刑務所は、アメリカ社会の有機的廃棄物のゴミ捨て場でも、ブラックホールでもなく、アメリカ社会と密接につながっているアメリカ社会の矛盾の集約点であり、ここにアメリカ社会の特質、すなわち人種差別の特質が顕著に表われるのである。

ところが、刑務所問題が、全国的政治争点として浮かび上がってくることは歴史的にほとんどなかった。これまで、黒人運動団体が、人種のゆえに「無実の罪」で死刑判決を受けた黒人の救援運動に取り組むことはあったが、多数の黒人が軽犯罪で長期刑に追い込まれている不正義を訴える運動にはほとんど取り組んでこなかった。近年では、犯罪の恐怖と厳罰主義を煽るメディアや、監獄の肥大化によって利潤や雇用を守られている「複合体」が確立しており、この巨大な利益集団に敵対することは大きな政治的リスクを負うことになるから、政治家たちはこの問題に深入りすることに警戒的だった。「社会の安全のためには、厳しい懲罰による見せしめが有効だ」という声はなお強い影響力を持ち、「犯罪者の人権を守るためにわれわれの安全が犠牲にされていいのか」との声に圧倒されて、産獄複合体への批判はかき消されてしまうことが多かった。¹¹

¹¹ ミッシェル・アレクサンダーは、公民権運動団体が、黒人中産階級の既得権益を守る積極的差別是正策維持にのみその力を集中し、最下層の都市中心部

たしかに、このような現象は、アメリカに限られた現象ではない。新自由主義政策の世界的拡大を反映して、日本をはじめとして収監人口の拡大や民営監獄の各国への拡散が始まっている。しかし、それにもかかわらず、アメリカ合衆国における特定集団の収監率の異常な上昇を伴う産獄複合体の肥大化は、他の国とは質的な差があり¹²、ここにアメリカ社会の「特異性」¹³を見出すことは不当ではあるまい。

第2章 近代市民革命の監獄改革とアメリカ南部の刑務所建設

ミッシェル・フーコーが詳細に描写しているように、市民革命以前には、犯罪に対する懲罰は、復讐、あるいは民衆に対する見せしめとして可能な

黒人大衆の最も深刻な問題である黒人の大量収監問題に取り組もうとしないことを批判している。オバマ氏は、受刑者の更生や、麻薬取締における警察の人種差別的対応について発言しているが、「麻薬との戦争」の継続を主張し、産獄複合体の解体に向けて実効ある政策を打ち出すことはしていない。Alexander, *op. cit.*, 9-12, 211-217.

¹² 1960-1990年の期間、アメリカの犯罪件数は、西欧諸国の犯罪件数と比べて高いわけではないが、収監率では、西欧諸国が安定ないし低減傾向にあったのに対し、アメリカでは急増した。Ibid., 7.

¹³ われわれは、アメリカには「階級闘争は存在しない」とする「アメリカ例外主義」を批判してきたし、今ではアメリカ例外主義批判は、大方の支持を得ていると思われるが、それにもかかわらず、私は、人種差別的伝統とその根深さにおいてアメリカは、「特異な」国であると考えている。もとより、先進諸国の中で国内の基礎に黒人奴隷制プランテーション社会を持つ共和国として始まった国は、アメリカ合衆国だけだったし、南北戦争後に確立した人種隔離制度のもとで、有色人種に対する法的差別、私的暴力(例えばリンチ)が全国政府の容認のもとに公然と行われてきた国は他にない。1960年代における先進諸国における民衆運動の全般的昂揚の中で、人種隔離体制打破を目的とした黒人の公民権運動と類似した運動が行われた国は他にないことを見ても、いかにアメリカが「特異な」人種差別的伝統に貫かれてきたかがわかる。

限り残酷なやり方で、公衆の面前で執り行われた。したがって、市民革命以前の監獄は、処刑以前の一時的勾留の場であり、処罰としての収監を目的とする監獄はごくわずかしかなかった。しかし、市民革命以後、残酷な体罰は禁止され、社会規範を逸脱した者を罰するために、刑務所が成立するようになった。罪を犯した市民を収監して「市民としての自由の権利」を剥奪し、隔離と規律正しい労働を強いることによって資本主義社会の規範に適合的な人間に更生させる刑務所が建設されるようになったのである。それは一つの社会改革だった。¹⁴

アメリカ合衆国でも憲法修正第8条は「残酷で異常な刑罰」の禁止を規定し、1820年代には刑務所建設が始まった。ニューヨークやペンシルヴァニアで始まった刑務所は、救貧院、精神病院、孤児院に入れられるような「自治能力のない、徳を教えることができない人たち」を収容する施設とは区別され、共和制社会の契約を結ぶことができる有徳の者たちのための更生施設だと考えられていた。¹⁵

しかし、現実には、刑務所は、「更生」の役割を担うだけでなく、社会統制の手段でもあり続けたことは言うまでもない。さらに、確認しておかなければならないことは、刑務所を運営するためには、警察、裁判を含め多大なコストがかかることである。すなわち、更生のための刑務所制度の確立のためには、犯罪者に更生を施す社会的な寛大さと経済的余裕がなければならない。

このコストは、社会の安全のために社会全体が負担すべきものなのか、あるいは「社会全体に害を及ぼした」犯罪者がみずからの労働で支払うべきものなのか、そして収監された者の労働の対価はだれが受け取るべきものなのかは、統治機構が未整備で国家財政が微少なフロンティア的性格を色濃く残していたアメリカでは、大きな争点となった。

¹⁴ ミッシェル・フーコー著・田村俣訳『監獄の誕生——監視と処罰』（新潮社、1977年）第1部身体刑、第2部処罰、233-34頁、デイヴィス、前掲書、39-43頁。

¹⁵ Edward Ayers, *Vengeance & Justice: Crime and Punishment in the 19th Century American South*, Oxford University Press, 1984, 40.

特に夜警国家の伝統が根強い南部諸州では、黒人奴隷に対する懲罰権は奴隷主に属し、女性や子供に対する懲罰権は基本的に家父長に属していたから、刑務所建設に税金を使うことへの抵抗が強かった。南部白人は、犯罪者を社会から隔離し更生を旨とすること自体に反発し、彼らは、公衆の面前での見せしめの懲罰の必要性を主張し続けた。フロリダでは南北戦争まで刑務所が建設されず、サウスカロライナでも強い抵抗があった。刑務所は権力の集中を招き、地域共同体的共和制の原理に反すると彼らは主張した。彼らにとっては、地域共同体社会が一致して執り行うリンチこそが理想的懲罰形式だった。彼らは社会改革としての更生のための「刑務所」という観念を受け入れようとはしなかったのである。

その後も南部では、「名誉の文化」が支配的影響力を持ち、各人が「男らしく」自らの名誉を守るため、もめごとをその実力によって解決すべきだという社会規範が根強く残っていた。例えば、アメリカ南部では、アングロサクソン社会では唯一南北戦争以後まで決闘と言う個人的「紛争解決の方式」が残存し、それは、20世紀半ばまで合法的に実行され続けてきた。¹⁶

しかし、南部諸州でも1830代までには、ともかくもほとんどの州で刑務所が建設された。この社会では、更生の可能性のある「自由の権利を持っている人間」は、白人成人男子だけだったから、刑務所に収監されたのは、大半が白人男性であり、奴隷や自由黒人、あるいは女性はほとんど収監されなかった。¹⁷ その多くが、酒を飲んで暴れたりギャンブルをしたりした都

¹⁶ 決闘によって殺害された者の家族が「恥」と感じて、相手を訴えなければここでは裁判は始まらないのである。Ibid., 27, Edward Ayers, "Prisons," in *Encyclopedia of Southern Culture*, edited by Charles R. Wilson & William Ferris, University of North Carolina Press, 1989, 1494-96, 上杉忍『公民権運動への道——アメリカ南部農村における黒人のたたかい』(岩波書店, 1998年) 74-75頁。

¹⁷ 奴隷を収監したのは、ルイジアナ州のみであり、自由黒人はほとんどの州で収監されなかったが、ヴァージニア州とメリーランドでは多くの自由黒人が収監された。Ayers, "Prisons," 1494-96.

市の移民、とりわけアイルランド系移民だった。交通手段が未整備だった農村部では、法執行体制は各地方に任されることが多く、刑務所が機能し始めるのは1850年代に入ってからだとされている。¹⁸

第3章 奴隷制廃止後の南部における囚人貸出制度

南北戦争末期から南部社会の無法状態ははじまっていた。戦争の被害と貧困化により、略奪が広がり、脱走兵が各地を荒らしまわり、食糧暴動も頻発した。黒人奴隷たちは、ますます大胆に行動するようになり、それまでは、裁判所には縁がなかった彼らが、裁判所に連れ込まれる事件も急増した。多くの黒人が、主人の下を出て、生き別れを強いられてきた家族を捜しに出かけ、移動を始めた。何の経済的補償もなく解放された黒人の多くは、物乞いをするか、盗むか、飢えるかしかなかった。

戦後の南部では、社会の支配権をめぐる、連邦占領軍解放民局と解放民、南部白人自警団組織(KKK)とのつばぜりあいが行われていた。

終戦直後に制定された南部各州のいわゆる「黒人法」は、「放浪や労働現場からの離脱、労働契約違反、銃の所持、無礼な態度や行動」など特定の行為を明示し、その行為者が黒人である場合にのみ犯罪だと規定した。間もなく成立した憲法修正第14条によってこれらの「黒人法」は無効化されたが、解放民局は司法を地元の白人有力者に頼らざるを得ず、「黒人に特有な犯罪」と白人が見なした些細な軽犯罪で有罪判決を受ける黒人が増えた。¹⁹

黒人たちはこれに激しく抵抗し、刑事・裁判の過程への参加を求め、一時的には黒人保安官の選出や、陪審員への選任を実現した。しかし、まもなく、彼らは白人自警団の武力を含む総反撃にあって、後退を強いられ、

¹⁸ Ayers, *Vengeance & Justice*, 73-105.

¹⁹ *Ibid.* 151, Milfred C. Fierce, *Slavery Revisited: Blacks and the Southern Convict Lease System; 1865-1933*, African Studies Research Center, 1994, 85-86.

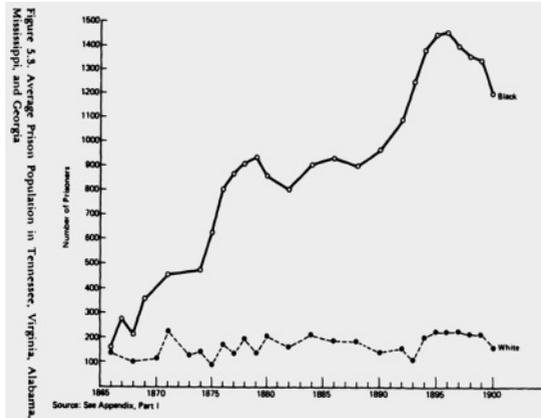


図6 南部5州における人種別収監人口（1865－1900年）

出典：Ayers, Edward, *Vengeance & Justice: Crime and Punishment in the 19th Century American South*, Oxford University Press, 1984, 180.

刑事裁判での白人支配に屈せざるを得なくなった。再建期に多くの黒人指導者が殺害されたり、とるに足りない口実で逮捕・投獄されたりした。²⁰ 南部諸州では、南北戦争前には刑務所人口のほとんどが白人だったが、戦後、一気に逆転して、大半が黒人によって占められるようになった。

²⁰ 再建期における南部農村部の黒人にとっては、参政権を獲得し、選挙で自分たちの代表を議員として選出することも重要な課題だったが、彼らの日常生活における身体の安全を保障する公正な刑事・裁判制度の実現こそが最も切実な課題だった。従来の南部の再建史においては、黒人議員の選出がもっぱら脚光を浴びてきたが、近年の黒人史では、草の根レベルでの黒人の身体の安全を守るための黒人保安官選出、黒人陪審員の選任の意義が強調されるようになってきている。ちなみに陪審への選任は、女性参政権が憲法によって南部各州にも強制されたのとは違って、憲法の規定にはなかったため、南部各州では、1960年代まで、女性を陪審員に選任しなかった。Ayers, *Vengeance & Justice*, 151, Curtin, Mary Ellen, *Black Prisoners and Their World, Alabama, 1865-1900*, University of Virginia Press, 2000, 13-18, Eric Foner, *Give Me Liberty! An American History*, (W. W. Norton & Co., 2005), Vol.1, 575.

こうして、南部における懲罰制度は、奴隷制の解体によって激変した。それまで私的な懲罰体系の中にあった黒人奴隷は、公的な懲罰体系の中に投げ込まれることになった。かつての奴隷主の意志が「法に基づく犯罪」と規定しなおされ、奴隷主の判断で加えられてきた懲罰が、「犯罪に対する刑罰」に代わったのである。

黒人の刑務所人口が激増したのは、図6に示されているように、民主党が南部の州政府を奪い返した1870年代後半からのことだった。²¹別の統計によれば、1870-1910年の南部における囚人人口の増加率は、人口増加率の10倍に達した。²²

しかし、戦争によって荒廃した南部各州の政府には、刑務所を建設し、それを維持・運営する財政的余裕がほとんどなかったし、刑務所を建設する意志もなかった。囚人に労働させ、その収入が州財政を潤すことが期待されたのである。ここでは裁判にかかわる費用を税金で賄うと言う観念がなお確立されておらず、有罪判決を受けた者が、その費用を支払うことが当然視されていた。それを支払えない者は、刑期に加え、さらにその費用を弁済するために一定期間の労役に従事せねばならなかった。²³

そしてここで重要な意味を持つてくるのは、奴隷制廃止を決めた憲法修正第13条が、「犯罪に対する懲罰として、当事者が適法に判決を受けた場合」の「本人の意に反する労役」を認めたことである。

大量に生み出された囚人は、この憲法条項に支えられて、戦後急激に労働力需要を高めていた綿花生産、鉄道や炭鉱・鉄鉱山の開発に従事する民間企業に貸し出され「本人の意に反する労役」を強制され、その収入で州

²¹ とはいえ、囚人貸出制度については、再建期の共和党もこれにかかわっており、彼らを免罪することはできないとする歴史家が多い。David M. Oshinsky, *Worse Than Slavery: Parchman Farm and the Ordeal of Jim Crow Justice*, Free Press, 1996, 37, Curtin, *op. cit.*, 9.

²² その増加率は、1980年代以後30年間の刑務所人口の増加率を思い起こさせる。Oshinsky, *op. cit.*, 63.

²³ この慣行は南北戦争以前から行われていた。Ayers, "Prisons," 1494-96.

政府の財政が支えられる仕組みが確立された。囚人の貸し出しによる州政府の収入は、州政府歳入の大きな部分を占めており、例えば、アラバマ州では、1898年、囚人貸出し代金が歳入の73%を占めていた。²⁴

囚人を借り受けたのは、南部の主要産業である炭鉱業、鉄道建設業、林業、石材業、テレピン油産業、プランテーションなどで、これらの産業は、容易に移民労働者を確保することが出来ず、囚人労働を必要不可欠としていた。1870年代に囚人を主に吸収したのは鉄道建設であり、1880-90年代は、炭鉱がその主役だった。²⁵

囚人を長期間大量に確保するために、軽犯罪に対する刑期が長期化した。例えば豚肉の塊一つの窃盗に対して半年の強制労働が命ぜられたりした。労働力不足の時期に「放浪罪」などさまざまな名目での「犯罪者」狩りが行われた。²⁶ 労働力を確保することが「犯罪者」狩りの主な目的だったから、

²⁴ Matthew J. Mancini, *One Dies, Get Another: Convict Leasing in the American South, 1866-1928*, University of South Carolina Press, 1996, 112.

²⁵ 当時アラバマ州バーミングハムの炭鉱では、炭鉱労働者の4分の1は囚人だったと言われている。Oshinsky, *op. cit.*, 76.

²⁶ Curtin, *op. cit.*, 44は、従来の歴史家たちが、「犯罪者」がどのように犯罪者にされ、囚人労働者として貸し出されたかについて具体的に検討してこなかったことを批判し、ちょっとした盗みなどの軽犯罪の長期刑化が囚人貸出制度を可能にしたことを強調している。また彼女は、黒人による「盗み」の実態は、自らが栽培した作物を債権者(白人地主)の許可なく、他の白人に売却したと言った事例が少なくなかったのであり、いわば、モラル・エコノミーとしての黒人の生活権の行使が「犯罪」にされることが多かったことについても述べている。Douglas A. Blackmon, *Slavery by Another Name: The Re-Enslavement of Black Americans from the Civil War to World War II*, Doubleday, 2008, 7-9によれば、長期に貸し出され、死亡した囚人の「罪状」を個別に調べてみると、「白人女性に大きな声で話しかけた」とか、「無賃乗車」「もとの雇用者の許可なしに新たな雇用契約を結んだ」「放浪していた」などで囚人にされた者が非常に多いことが実証された。また、ある人物に有罪判決を下し、それを自ら借り受けた白人裁判官もいた。このような

労働力として最も有力であり、かつ長期にわたって働かせることが可能な16-21歳の男性の収監人口が急増した。²⁷

囚人を借り受ける私企業は、囚人の生命維持コストを家畜なみに抑制し、高い労働ノルマを課し、むち打ちなどの残酷な懲罰によって、最大限の労働を引き出そうとした。囚人は、奴隷とは違って財産ではないので彼らを大事にしなければならない理由はなかった。そのため、囚人労働者の扱いは奴隷制時代に対する扱い以上に過酷だったと言われている。南部の囚人死亡率はほかの州の10倍にも上る異常な高さを示していた。²⁸

囚人を供給したのは、主に農村プランテーション地域だった。南北戦争後、プランテーションは、シェアクロッピング制の導入によって再生したが、この農業制度は、債務奴隷制的性格を持っていたとはいえ、小作農の自立の可能性を残していた。しかし、この囚人労働制が存在していたために、白人有力者の恣意によっていつでも「犯罪者」にされ「囚人」として生命を危険にさらす労働を強いられることを恐れた黒人の多くは、白人の意に背いて自立する努力を継続することが著しく困難になった。この囚人労働制は、自由労働市場を抑制し、黒人を抑圧的な南部農村社会に縛りつけておく社会統制の役割を果たしたのである。²⁹

すなわち、この囚人貸出制度は、南部の基幹産業に必要な労働力を提供して利潤をもたらしただけでなく、州政府の財政を支え、プランテーシ

事例を告発する連邦司法省への手紙は、第二次世界大戦前まで数多く届いていた。当時、司法省は、日本、ドイツからのアメリカ批判に対抗するために、南部の囚人労働制度の調査に乗り出していた。

²⁷ Matthew J. Mancini, "Race, Economics, and the Abandonment of Convict Leasing," *Journal of Negro History*, 63(4), Oct. 1978, 343-345.

²⁸ Oshinsky, *op. cit.*, 45, Mancini, *One Dies, Get Another*, 99-116, Curtin, *op. cit.*, 155.

²⁹ 全黒人労働人口のうちどの程度の割合で「囚人労働」を強制されたかについては、全体的な統計を集約した研究は見当たらないが、例えば、1927年アラバマ州では、12歳以上の黒人男子の19人に1人が何らかの強制労働に従事させられていたという記録がある。Blackmon, *op. cit.*, 375.

ン地域の労働力統制にも貢献した。さらに、この制度は、丘陵地帯で小農経営に従事していた白人貧農の税負担を軽減させ、白人内部の階級闘争を表面化させず、黒人を総体として抑圧する「白人共同体」を支える役割をも果たしたのである。すなわち、企業家、プランター、白人貧農はいずれも、囚人労働の恩恵を受けていた。ここに今日の産獄複合体の原型を見出すことができる。³⁰

ちなみに、南部でのリンチと死刑は、もっぱら社会統制の役割を担い、囚人労働制に示される人種抑圧体制を下支えする役割を果たしていた。³¹

第4章 囚人貸出制からチェインギャング制への転換

政府から囚人労働を借り出す企業は、労働力需要が高まった時期には激しい囚人獲得競争を展開し、囚人労働力の獲得をめぐる政治家や役人と企業家の癒着、政治腐敗が発生した。また、労働力需要の増減に対応するために囚人の「また貸し」が行われ、囚人労働力の手配師はあたかも「奴隷商人」のごとき様相を呈していた。そのため、各方面からの批判も強まっ

³⁰ Curtin, *op. cit.*, 79.

³¹ Oshinsky, *op. cit.*, 209, 210. 南部社会では、黒人社会内部のもめごとは、基本的に黒人コミュニティ内部で解決されることが多く、黒人による黒人に対する殺人事件が裁判になっても多くが無罪放免された。有罪判決を受けても死刑判決を受けることはほとんどなく、たとえその判決を受けても執行されることは例外だった。 *Ibid.*, 33, 35, 132. 黒人コミュニティ内部の暴力を容認する白人支配層のやり方は、暴力的支配・従属関係の形成 (ギャング・グループへの編入) を刑務所内の手っ取り早い秩序維持の方法として容認している現代の刑務所内でのやり方と類似している。なお、今日もなお南部諸州では死刑執行が他の地域と比べ多いのだが、執行された者のうち圧倒的多数は黒人である。白人が死刑になるのは、ほぼ白人を殺害した場合に限られ、しかもきわめて少なかった。そして注目すべきことは、ここ南部諸州では、とくに 20 世紀への転換期を中心に死刑執行件数よりリンチで殺害される黒

た。³² さらに、これらの囚人労働力の導入によって、白人労働者の労働条件や賃金水準が切り下げられ、この地域の労働運動は、囚人労働の拡大に強く抵抗するようになった。

そして、それぞれ事情が異なり、時期もかなりずれるが、19世紀末から20世紀の初頭にかけて南部各州で、順次、囚人貸出制度が廃止されていった。³³

大半の歴史研究者は、この囚人貸出制度の廃止は、残酷な囚人労働に対する人道主義的な改革などではなく、次のような要因によって推進されたとしている。

(1)長期契約で借り受ける囚人貸出制度は、景気変動が激しかった時期には柔軟性を欠き、自由労働者のように解雇できず、却って会社にとって重荷になると感じられるようになったこと、(2)鉄道建設ブームが終わり、世紀転換期以後、自動車交通のための道路建設が重視されるようになったが、州政府が直接行う「道路改善運動」に大量の囚人が投入されることになった結果、各州政府はもはや十分な数の囚人を企業に貸し出せなくなり、囚人貸出料金が高騰したこと、(3)白人労働者が囚人労働者と競争させられることに抵抗し、労働争議の重要な争点になった³⁴ こと、さらに、私企業における囚人労働者が逃亡やその他の抵抗を繰り返し、その維持コストが高くつくと感じられるようになったこと、(4)ポピュリストや南部革新主義者が、産業資本家やプランターが囚人労働からの収入を私物化していると糾弾し、その収益をすべて政府に戻すべきだと主張して多くの白人有権者の支

人の方が多かったこと、また、死刑執行が増えるとしンチが減るといった関係ではなく、人種関係が悪化すると双方が同時に増えたということである。

³² *Ibid.*, 44.

³³ 最も早く廃止されたのはミシシッピ州で1894年、最も遅いのは、ノースカロライナ州で1933年。

³⁴ テネシー州の炭鉱労働者ストライキの際には、囚人労働者を保護するために州兵が出動し、その費用が囚人貸出によって得られる収入を超えてしまい、1896年州議会は囚人貸出を廃止することを決めた。Oshinsky, *op. cit.*, 82.

持を得たこと、などである。³⁵

囚人貸出制度に代わって登場するのは、チェインギャング制度と呼ばれる政府直轄の囚人労働制度であり、この制度も囚人貸出制度と同様極めて苛酷なものだった。囚人たちは鎖につながれたままで労働、移動、生活を強いられ、用便や睡眠の間さえ、鎖につながれたままだったこともあった。そして、囚人の死亡、疾病率は相変わらず極めて高いものだった。

州政府による囚人労働にもとづく道路建設は、課税を抑制しつつ南部のインフラ整備を進めることを可能にした。従来の地域住民動員による道路建設の非効率性が問題にされ、南部の道路建設は、南部革新主義運動による政府主導の近代化の柱と位置付けられ、ここに囚人が動員されたのである。³⁶

しかし、いくつかの州では、囚人が道路建設ばかりではなく、州直轄の炭鉱、プランテーション、製材所などに投入され、その生産物は市場で販売されて政府歳入となった。だが、それは競争企業との軋轢を生み、しばしば州議会による業種規制が行われた。

ところで、民間企業への囚人貸出制度の廃止と州政府管理下のチェインギャング制度への転換は、多くの場合、白人企業家・プランターによる黒人大衆の直接管理が州政府による黒人に対する管理によって支えられるジム・クロウ (人種隔離) 体制の確立、黒人参政権の剥奪と時期的に重なっていることにも注目する必要がある。南部の革新主義は、南部の近代化を政府の「合理的管理」のもとに遂行しようとするものであり、それは黒人囚人の強制労働というもっとも「効率的」な労働によって支えられ、ジム・クロウ制度と黒人参政権剥奪によって可能になったことを示しているから

³⁵ Fierce, *op. cit.*, 192-220, Alex Lichtenstein, "Good Roads and Chain Gangs in Progressive South: 'The Negro Convict is a Slave,'" *The Journal of Southern History*, February 1993, Vol. LIX, No. 1, 108, 109.

³⁶ 黒人人口がほとんどいない丘陵白人貧農地域では、道路建設は容易には進まなかった。Lichtenstein, *op. cit.*, 87-102.

である。³⁷

第5章 黒人指導者の囚人労働に対する対応と、囚人労働者の抵抗

このような囚人労働制度に対して、黒人指導者はどのような対応をしてきただろうか。

囚人貸出制度発足当初の急進的再建期の黒人議員を含めて、黒人議員がこれに反対した形跡は見当らない。ルイジアナでは、少し後になるが1880年代の何回かの議会で、囚人貸出制度をめぐる白人議員が分裂し黒人議員がキャスティング・ボートを握った時、黒人州議会議員合計14人のうち、13人が囚人貸出制度継続に賛成票を投じた。「犯罪者」の取り締まりには反対できなかつたし、税収の魅力には勝てなかつたのである。

たしかに、フレデリック・ダグラス、ブカー・T・ワシントン、W・E・B・デュボイスなどの黒人運動指導者たちは、黒人が恣意的に犯罪者に仕立て上げられ、残酷で差別的に長期刑を科せられていること、囚人労働制度は更生に役立つどころか、犯罪者を再生産していること、また、犯罪者は、南部の黒人を代表する集団ではないことを強調し、黒人に対するステレオタイプの押し付けに抵抗した。しかし、彼らが囚人の強制労働制反対運動を組織しようとした形跡は見いだせない。³⁸

借金を理由に小作農場からの移動を禁止する事実上の債務奴隷制については、1903年最高裁判所が違憲判決を出しており、また、連邦法によるリンチ禁止を求める黒人女性を中心にした活動は積極的に取り組まれたが、「犯

³⁷ Mancini, "Race, Economics, and the Abandonment of Convict Leasing," 339-349.

³⁸ Curtin, *op. cit.*, 174-177, Fierce, *op. cit.*, 239. 1904年デュボイスは、むしろ「犯罪者」は、善良なる黒人大衆の脅威になっているとみなし、黒人共同体自らが「犯罪」に対する対策を講じなければ、白人の「黒人観」も改まらないとも述べていた。Oshinsky, *op. cit.*, 99.

罪者」の強制労働は憲法修正第 13 条でも認められており、多数の黒人を「犯罪者」に仕立てあげる警察・裁判制度そのものに対する正面から批判は、困難だった。³⁹

では、囚人自身は、その経験をいかに受け止めたのだろうか。

多くの囚人が刑期中に死亡し、あるいは廃人ようになって出所したが、しかし、彼らは奴隷制時代の奴隷とは同じではなかった。アラバマ州バーミングハムの炭鉱地帯プラッツ・シティーにおける黒人労働者の世界を研究したメアリー・カーティンによれば、彼らの多くは文字を読み、書くことが出来、家族と文通していただけて、州知事や刑務所検査官に実情を訴え、減刑を訴える手紙を数多く出していた。労働の後に教室が開かれ、囚人が文字を学んだことを示す記録も確認されている。

またカーティンによれば、炭鉱での労働は、単なる重労働ではなかった。地下での危険な作業は、労働者間の共同の精神、技術と経験を蓄積させ、多くの囚人が、自分の技術と経験に誇りを持つ労働者に成長した。

農村地帯の黒人コミュニティでは、収監経験を恥とする気風が強く、元囚人の受け入れを好まないこと傾向があった。運よく働ける体を持って釈放された彼らの中には、仲間が多い炭鉱地域に残り、炭鉱で職を得て、家族を呼び寄せ、次に釈放される囚人を受け入れ、教会を組織し、彼らのコミュニティを作る活動家が生み出された。彼らは有権者登録をし、共和党に結集した。この地域では、白人労働者との混住、交流が見られ、多くの黒人労働者が労働騎士団や炭鉱労働組合に加入し、白人労働者とともにストライキに参加した。アラバマの黒人労働者階級の中核部分はこのようにして形成されたのである。

大企業や南部民主党は、「黒人支配の恐怖」の脅しをかけ、白人労働者と黒人労働者の分裂を図ったが、白人労働者は、民主党が囚人貸出制度を支

³⁹ すでに述べたとおり、これは今日の黒人公民権運動についてもいえることで、主要団体は、黒人の大量収監を促進している人種差別的な社会統制政策である「麻薬との戦争」を批判することには躊躇している。Alexander, *op. cit.*, 9-12.

持し、炭鉱会社を全面的にバックアップしていたことを知っていたから、当時、囚人貸出制度に反対していたポピュリスト党のもとに結集した。彼らは、炭鉱労働者として黒人労働者と共通の要求を抱えていた。例えば、囚人貸出制度廃止、炭鉱内での安全確保、会社による石炭計量のごまかし反対、賃金の引き下げ反対などの要求を持っており、しばしばお互いに協力して闘った。彼らの中に潜入したピンカートン探偵社の報告にも、黒人労働者が飢えに苦しみながらも、白人労働者とともにストライキに参加したことが描かれている。

労働者たちの何度かのストライキは、いずれも敗北したが、カーティンはその敗北の原因は、労働者間の人種間分裂ではなく、会社と州政府の力の強さであったと述べている。⁴⁰

バーミングハムの黒人労働者は、1960年代の公民権運動において黒人教会構成員として重要な役割を果たしたことが、近年の研究で明らかになってきているが、この運動の担い手の中には、元囚人労働者やその子供たちが多くいたのである。

む す び

ここで、今日の産獄複合体と19世紀後半以後の南部の囚人労働制を比較してみよう。

両者には、次のような明白な差異が存在している。すなわち、19世紀のそれに囚人を提供していたのはおもに南部農村の黒人農民であり、そのほとんどは男性だったが、これに対して、今日の産獄複合体に囚人を供給しているのは、南部に限定されない全国各地の大都市中心部貧困地帯の若者であり、また女性の収監者が急増している点も異なっている。そして、南部の囚人貸出し制では、企業が政府に代金を支払ったのに対し、産獄複合体では、政府から企業に税金が投ぜられている。

⁴⁰ Curtin, *op. cit.*, 196-210.

しかし、両者には以下のような共通点が見出せる。

- ① 囚人労働が「更生」ではなく、利潤目的に利用されたこと。
- ② 両者はともに囚人を増やすことによって利益を確保できたので、囚人人口の急増が引き起こされたこと。⁴¹
- ③ 囚人のなかの有色人種の比率が著しく多いこと。
- ④ 刑務所への収監の増加が、犯罪の増加に対応したものというよりは、社会統制の強化の結果引き起こされたこと。すなわち二つの時代は、いずれも黒人奴隷制の廃止や公民権法の成立といった黒人の大きな前進が達成された直後から始まる「長い反動の時代」(1880-1910年代と1980-2000年代)と重なっていること。
- ⑤ ここでは、「民間企業の自由な競争的参入」は建前に過ぎず、しばしば、特定企業関係者と政府役員との癒着に基づく「政治腐敗」が起こり、特定企業に独占的利潤がもたらされたこと。
- ⑥ 私企業が囚人に対する体罰など公権力を代行していること。
- ⑦ 黒人運動は、「囚人」を被害者としてとらえることができず、その不正義を糾弾し、これを改善する運動をほとんど展開することができなかったこと。

両者がともに、市民革命が当初掲げていた社会的逸脱者の収監によって「労働と悔悟の時間を通じて更生させ、社会復帰をはかる」という改革の理念から大きくそれていることは言うまでもない。それはまた、「厳罰主義者」が強調する「安全で犯罪のない社会」をもたらすことにも失敗してきた。むしろそれは「法の支配の道徳的権威」を失わせることにつながったといわざるを得ない。「麻薬との戦争」が、麻薬使用量が減少し始めたころに開始され、むしろ、その後その使用量は増えているという現実からわれわれは何を読み取ることができるだろうか。⁴²

⁴¹ Mancini, "Race, Economics, and the Abandonment of Convict Leasing," 343, Ayers, *Vengeance & Justice*, 180, Oshinsky, *op. cit.*, 63.

⁴² Alexander, *op. cit.*, 5-6.

最後にこの数年の新たな変化に触れておきたい。それは、財政危機の中で、政府が、監獄予算の膨張に耐えきれなくなってきたこともあって、収監人口抑制策が取られ始めていることである。現に収監人口の増加率は2000年代後半に入り、かなり抑制された。

すでに各州で独自に囚人人口抑制策が始まっていたが、2008年4月民主党多数議会の下で可決され、ブッシュ大統領が署名して成立した「セカンド・チャンス法」には、元囚人の社会復帰を容易にし、再犯を抑制するため地域の受け皿を用意する諸政策が盛り込まれた。最近、テキサスやカンザスの代表が、仮釈放の取り消しによる再収監を25%減らす成果をあげたと連邦議会で報告している。しかし、釈放された者の多くが麻薬患者と精神病患者であり、彼らが現実には地域社会でどのように受け入れられているかは詳しく検討してみる必要がある。⁴³

2009年2月には連邦裁判所が、カリフォルニア州に対し、同州刑務所の過密状態は憲法修正第8条「残酷で異常な刑罰の禁止」違反に当たるとして、3年以内に囚人を5.5万人削減するよう命じた。カリフォルニア州は、これを不服として上告したが、2006年6月シュワルツネッカー知事が収監人口を4万人削減すると発言していたから、その方向が追求されることはまず間違いない。もし、それが実現すれば同州は、毎年8-9億ドルの監獄経費を節約できると裁判所は指摘している。⁴⁴

また、オバマ大統領は、2009年以後、毎年、議会に1億ドル以上を元囚人の「社会復帰」プログラムに充てるよう要請し続けている。⁴⁵しかし、それが見るべき成果を上げているという報告はまだ出ていない。

⁴³ “Shrinking the Prison Population,” *New York Times*, Editorial, May 10, 2009.

⁴⁴ Solomon Moore, “Court Orders California to Cut Prison,” *New York Times*, February 9, 2009.

⁴⁵ <http://www.nationalreentryresourcecenter.org/announcements/presidents-fy-2012-budget-released>